

## 第一二六回

### 参第一一号

#### 地方自治法の一部を改正する法律（案）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十三条の三に次の一項を加える。

前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、自治大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

##### （地方公務員等共済組合法の一部改正）

2 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条の三第一項第一号中「第二百六十三条の三」を「第二百六十三条の三第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

## 理 由

地方公共団体全体の意向を国政に適切に反映するため、都道府県又は市町村の長又は議会の議長の全国的連合組織で自治大臣に届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法令その他の事項に関し、内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。